

平成24年8月10日

**「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集
(パブリックコメント)について(お知らせ)**

「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案」について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成24年8月10日(金)から9月10日(月)までの間、パブリックコメントを実施いたします。

1 背景

平成24年5月、利根川の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、1都4県の浄水場において取水停止が生じるとともに、千葉県内5市において断水又は減水が発生するといった取水障害が発生しました。

その後の調査により、埼玉県に所在する事業者が、高濃度のヘキサメチレンテトラミンを含む廃液の処理を、高崎市内の事業者に委託し、当該受託事業者は、ヘキサメチレンテトラミンを含む廃液を受け入れ、中和処理を行い、処理水を新柳瀬橋上流で烏川に合流する排水路に放流したことがわかりました。

当該受託事業者は、廃液に高濃度のヘキサメチレンテトラミンが含まれていることを認識せず、中和処理だけを行ったものであり、結果としてヘキサメチレンテトラミンが十分に処理されないまま河川中に放流されたと強く推定され、河川に排出されたヘキサメチレンテトラミンが、下流に流下し、利根川水系の広範囲の浄水場において、浄水過程で注入される塩素と反応し、消毒副生成物としてホルムアルデヒドが生成しました。

本事案についての対応を検討するため、平成24年6月に、環境省において群馬県及び埼玉県並びに水道に関する知識を有する専門家により構成する「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」を設置し、取り得るべき対応を検討してきたところですが、8月に開催した当該検討会において、当面对応すべき事項として、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第4項で定める指定物質として、ヘキサメチレンテトラミンを追加すべきとされたことを踏まえ、当該物質を指定物質として定める措置を講ずるものです。

本案について、広く国民の皆様のお意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施いたします。

2 意見提出について

募集期間: 平成24年8月10日(金)から9月10日(月)まで

提出方法: 御意見募集要項参照

3 添付資料

(資料1) 御意見募集要項

(資料2) (意見募集対象資料) 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案の概要

添付資料

□ [御意見募集要項\[PDF 12KB\]](#)

□ [「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案」の概要\[PDF 9KB\]](#)

連絡先

環境省水・大気環境局水環境課

直通: 03-5521-8306

代表: 03-3581-3351

課長: 北村 匡 (内線6610)

補佐: 永浜 享 (内線6616)

担当: 五十嵐祐介 (内線 6965)

【御意見募集要項】

1．意見募集対象

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案の概要

2．募集期間

平成 24 年 8 月 10 日（金）～平成 24 年 9 月 10 日（月）

（郵送の場合は平成 24 年 9 月 10 日（月）必着でお願いします。）

3．提出方法

【意見提出用紙】の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

（1）郵送：下記【意見提出用紙】の様式に従って提出してください。

（2）ファクシミリ：下記【意見提出用紙】の様式に従って提出してください。

（3）電子メール：下記【意見提出用紙】の項目に従い、メール本文に記載して、テキスト形式で送付してください。（添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います）。

お電話での御意見はお受けすることができませんので、あらかじめ御了承下さい。

【意見提出用紙】

宛先：環境省水・大気環境局水環境課あて

件名：「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見

住所：〒

氏名（職業）：

年齢及び性別：

電話番号：

意見：

< 該当箇所 >

（資料のどの部分についての意見か該当箇所が分かるように明記して下さい。）

< 意見内容 >

< 理由 >

（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください）。

法人の場合は、法人名・所在地を明記してください。

4 意見提出先

郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省水・大気環境局水環境課法令係あて

ファクシミリの場合 Fax : 03-3593-1438

電子メールの場合 電子メールアドレス : mizu-kanri@env.go.jp

5 資料の入手方法

インターネットによる閲覧

環境省ホームページ(アドレス <http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

環境省水・大気環境局水環境課において資料配布

場所：東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館 23 階 2301 号

郵送による送付

郵送による送付を希望される方は、200 円切手を添付した返信用封筒(A4 版の冊子が折らずに入るもの。郵便番号、住所、氏名を必ず明記。)を同封の上、上記「4 . 意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

6 注意事項

御意見は、日本語で御提出ください。

電話での御意見の提出は御遠慮願います。

御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

頂いた御意見については、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性のあることを御承知おきください。(公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。)

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案の概要

1 改正の趣旨

- (1)平成 24 年 5 月、利根川の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、1 都 4 県の浄水場において取水停止が生じるとともに、千葉県内 5 市において断水又は減水が発生するといった取水障害が発生した。

その後の調査により、埼玉県に所在する事業者が、高濃度のヘキサメチレンテトラミンを含む廃液の処理を、高崎市内の事業者に委託し、当該受託事業者は、ヘキサメチレンテトラミンを含む廃液を受け入れ、中和処理を行い、処理水を新柳瀬橋上流で烏川に合流する排水路に放流した。

当該受託事業者は、廃液に高濃度のヘキサメチレンテトラミンが含まれていることを認識せずに、中和処理だけを行ったものであり、結果としてヘキサメチレンテトラミンが十分に処理されないまま河川中に放流されたと強く推定された。

河川に排出されたヘキサメチレンテトラミンが、下流に流下し、利根川水系の広範囲の浄水場において、浄水過程で注入される塩素と反応し、消毒副生成物としてホルムアルデヒドが生成した。

- (2)本事案についての対応を検討するため、平成 24 年 6 月に、環境省において群馬県及び埼玉県並びに水道に関する知識を有する専門家により構成する「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」を設置し、取り得るべき対応を検討してきたところであるが、8 月に開催した当該検討会において、当面对応すべき事項として、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 4 項で定める指定物質として、ヘキサメチレンテトラミンを追加すべきとされたことを踏まえ、当該物質を指定物質として定める措置を講ずるもの。

2 改正の概要

指定物質の追加(水質汚濁防止法施行令第 3 条の 3 関係)

平成 22 年の大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 31 号)により、事故時の措置をとる施設として、指定施設が追加され、カドミウム等の有害物質を貯蔵する指定施設における事故も法律の対象となったところであるが、今回の事案を踏まえ、以下の物質について、指定物質として追加する。

- ・ 一・三・五・七 - テトラアザトリシクロ [三・三・一・^{三・七}] デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)

3 施行日

平成 24 年 10 月予定